

第 41 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

平成 27 年 10 月 19 日（月）13:30～15:30

2. 開催場所

ユニックスビル 8階 第1会議室

3. 出席者

【評議員】 五十畑評議員、太田評議員、児玉評議員、

白石評議員、藤原評議員（議長）（五十音順）

4. 議題

(1)平成 28 年度保険料率について

(2)第 10 回 健康づくり推進協議会について

(3)健康保険委員の表彰について

(4)保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）について

(5)その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 5 名（第 2 条第 2 項に掲げる評議員の各 3 分の 1 以上）が出席しており、全国健康保険協会評議会規定第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員・加入者代表に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 平成 28 年度決算保険料率について

① 平成 28 年度保険料率について

- 評 議 員 経営者側の立場からすれば、10%の全国平均保険料率は高いと言わざるをえない。平成 26 年度決算にお円となっている状況であり、10%の料年度の法定準備金が 6,600 億と見込ま変動はその準備金残高に合わせてい 9.8%に変更したとして試算した場合、見込みは賃金上昇率が最低のケースるので、いったん 9.8%に引き下げて、推移を見つつ柔軟に議論をして見直
- 評 議 員 平成 29 年 4 月から消費税が 8%から 10%に引き上げられた場合の影響は考慮されているか。
- 事 務 局 今回の試算では、消費税対応部分は、平成 26 年 4 月の 5%から 8%への引き上げの影響を参考に機械的に仮置きしており、消費税引き上げに伴う診療報酬改定の影響は織り込んでいない。
- 評 議 員 10%の保険料率はかなり厳しいが、提示された 5 年収支見通しからすると、原則どおり均衡保険料率とした場合にいったん保険料率を引き下げることができたとしても、平成 29 年には再び保険料率を引き上げる議論が必要であるとされている。制度の安定のため、保険料率は 10%を限度として、それ以上は引き上げとならないよう中期的に 10%の料率を維持できる方策を講じるべきではないか。
- 評 議 員 10%の保険料率負担はかなり厳しい。一方で、保険料率が毎年変動するのは望ましくない。9.8%を 3 年程度のスパンで維持し、その後の状況に応じて再び保険料率についての議論を行うべきと思われる。
- 議 長 これまでの議論をまとめると、10%の保険料率はかなり厳しく、10%以上にすべきではないというのは共通の意見である。そのうえで、中期的に 3 年程度一定の保険料率が維持できるならば、引き下げをすべきという意見と、協会の赤字構造の改善は見込まれ

ないため、引き下げせずに 10%の全国平均保険料率を維持していくべきという意見があったということによろしいですか。(了承)

② 激変緩和措置について

評 議 員 そもそも、以前から福島県は激変緩和措置については廃止するべきという考え方だったはず。早期に解消できないのであれば、平成 31 年度の期限に計画的な終了ができるよう、毎年均等に 1.4/10 ずつ引き上げるべきと思われる。

議 長 福島支部評議会の意見としては、早期に解消するのが望ましいが、そうでなければ毎年 1.4/10 ずつ引き上げて平成 31 年度の期限に終了ということによろしいですか。(了承)

③ 保険料率の変更時期

評 議 員 厚生年金保険料率の変更及び算定基礎届による定時改定が毎年 9 月からであり、同じ時期に健康保険料率の変動すると負担が大きい。現状のとおり 4 月納付分から変更すべきと思われる。

評 議 員 年度の途中で保険料を変更するのは保険料率の変更幅が大きくなるので、4 月納付分から変更すべきと思われる。

議 長 変更時期は 4 月納付分からということによろしいですか。(了承)

(2)第 10 回 健康づくり推進協議会について

評 議 員 データヘルス計画の健康事業所宣言事業についてだが、福島商工会議所主催による健康経営セミナー開催など、商工会議所及び関係機関による健康経営普及の取り組みの動きが高まっていると思われる。

事 務 局 東京商工会議所が中心となって健康経営アドバイザー制度の創設に向けた計画を進めているなど、健康経営が注目を集めている。福島支部としても健康事業所宣言を推進していきたい。

議 長 これまで実施してきた受動喫煙防止対策や社員食堂での高血圧予防教育は、規模を拡大し展開すべき有意義な事業と思われる。

事 務 局 受動喫煙防止対策や高血圧の予防対策は、健康事業所宣言の「我が社の健康プラン」の取り組み項目の1つとし、継続して推進している。

(3)健康保険委員表彰について

意見なし

(4)保険者機能強化アクションプラン（第3期）について

評 議 員 保険者機能強化アクションプラン（第3期）が制定されたことで平成27年度の事業計画が変更となるのか。

事 務 局 保険者機能強化アクションプラン（第3期）については、平成28年度の事業計画に反映させる。現在は第2期のアクションプランに基づいた事業計画を進めながら、平成28年度には新たに強化すべき取り組みを付加して、事業計画を策定することになる。

評 議 員 現在はネットワークの接続が遮断されているとのことだが、先の見通しは立っているのか。

事 務 局 ネットワークの接続時期は未定であるが、情報セキュリティ強化対策の構築をしてからの再開となる予定である。

評 議 員 データヘルス計画では各種データを取り扱うと思われるが、個人情報保護について万全の体制を整えるべきである。

事 務 局 個人情報保護については細心の注意を払う。

議 長 ネットワークが遮断された状況で、各種データに基づいた福島支部の調査分析結果をどのように発信しているのか。

事 務 局 健康事業所宣言をした事業所に対しては、健康づくりの参考としていただけるよう、県内の各地域や各業態ごとの生活習慣病リス

クの傾向や特徴をまとめた分析結果を提供している。また、県の各種審議会に対しては、ジェネリック医薬品や医療費等のデータを二次医療圏ごとにまとめた分析結果等を資料として提示している。ホームページに限定しない積極的な情報発信を進めている。なお、支部が参画している保険者協議会において、構成団体を横断した特定健診データの調査分析を実施し、26年度に全体版、保険者版を作成するなど、関係機関と連携した分析についても着実に取り組んでいる。

(5)その他

- ・ 第 67 回・68 回運営委員会の報告について事務局から説明
- ・ 10 月 31 日で辞任される児玉評議員あいさつ

・ 傍 聴 者 2 社（福島民報社・福島民友社）

・ 報 道 1 社（福島民報社）平成 27 年 10 月 20 日福島民報朝刊に記事掲載

・ 次回評議会 11 月開催中止 12 月開催予定

以上